

評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪歯科大学寄附行為第58条第1項の規定に基づき、評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、報酬等とは、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、学校法人大阪歯科大学給与規程に基づくものは含まない。

(報酬等及び交通費の支給)

第3条 評議員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給するものとする。

2 評議員の職務執行に伴い生じる交通費については、報酬等とは別途に、学校法人大阪歯科大学（以下「本法人」という。）の教職員に適用する旅費規程に準じて支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬、交通費及び退任慰労金の額は、別表1から別表3のとおりとする。ただし、本法人専任教員である評議員には、この規程に定める報酬及び交通費は支給しない。

(報酬等の支給時期)

第5条 評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 評議員会開催日（ウェブ会議による出席の場合は、開催日から10日以内）
- (2) 交通費 評議員会開催日、評議員の職務遂行のため来学した日
- (3) 退任慰労金 任期満了、辞任又は死亡による退任後1か月以内

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度の定時評議員会の終結の時をもって退任する評議員の退任慰労金は、別表3の任期途中の退任月までを算定期間とする。

別表 1（報酬）

評議員会への出席	日額 10,000 円（源泉徴収額込み）
----------	----------------------

別表 2（交通費）

電車・バス、航空運賃等	自宅・本学までの往復交通費
-------------	---------------

別表 3（退任慰労金）

退任慰労金（任期满了 4 年）	100,000 円（源泉徴収額込み）
退任慰労金 （任期途中（前任者の残任期間） の就任年月から退任年月まで） （任期途中の退任年月まで）	$100,000 \text{ 円} \times \text{在任月数（端数日切り上げ）} \div 48 \text{ 月} = \text{退任慰労金（千円未満切上げ）（源泉徴収額込み）}$